

平成17年度 第8回 主要課題改革推進委員会

総務省統計局に対する当会議からの
問題提起

**平成17年12月12日
規制改革・民間開放推進会議**

当会議の基本的な考え方

◎統計調査については、当会議と連携・協力しつつ、平成18年度中に必要な措置を講じ、速やかに市場化テストの実施・民間開放の実施をはかるべきである。

具体的には、

1. 実地調査などの統計調査業務については、

- ① 閣議決定された試験調査を当会議と密接な連携の下で実施することにより、指定統計全般について、民間に委ねた場合の弊害はあるのか、仮にあるとすれば、これを防止するためにはどのような方策を講ずべきかにつき、来年度中に結論を得るべき。
- ② 上記と並行して、統計法の改正や特例措置の必要性の有無についても早急に検討し結論を得ることにより、市場化テストの実施・民間開放を可能とする仕組みを来年度中に整備すべき。

2. 標本データの集計等のデータ処理業務を担っている独立行政法人統計センターは、基本的には、民間に委ねても何ら問題はないことから、上記試験調査の結論等を待つまでもなく、市場化テストを可及的速やかに本格的に実施すべき。

これまでの経緯について①

「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）平成17年3月25日閣議決定」の規定事項

1. 「個別官業の民間開放の推進」（個別官業民営化等関連部分）

「統計業務【平成17年度以降逐次実施】

統計調査の实地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである。

したがって、指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する。

また、指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進する。」

これまでの経緯について②

2. 「民間開放推進の横断的手法としての『市場化テスト（官民競争入札制度）』」（市場化テスト関連部分）

「規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記モデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。

その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。」

「なお、試験調査については、平成17年度早期に所要の検討を了し、必要な場合には、平成18年度予算要求を措置。」

統計調査の民間開放要望について

＜民間事業者からの要望＞

統計調査関連業務については、以下に見られるように民間事業者から具体的な要望が出されている。

◎民間事業者からの市場化テスト実施要望の提案例

平成16年度119提案より抜粋

具体的要望内容	要望理由
現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。 具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査	(1) 企業を被調査先とする調査は、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速に反映できておらず、実態とのズレが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます。 (2) 被調査側と調査主催側(政府)の負担と効果のバランスという視点から、各統計調査を一つのデータベースに登録・保管、多面的な検索機能を付与し、民間活用を促進させることによって報告者ベネフィットを高める必要がある。このためにまず、基礎データの構築・メンテナンス体制の確立が必須であるが、民間の事業体データや「名寄せ」の技術などを活用すれば、効率的に一元管理のプラットフォームが構築できる。 (3) 統計データの省庁間相互利用、民間活用の促進(アクセス改善)がスピードアップする。 (4) オンライン報告の導入の促進が進展する。

統計調査をめぐる現状

既に承認統計については、民間開放が進められてきている（例：家計消費状況調査）。その際、下記のような点について、措置がなされており、民間の知見・ノウハウの活用により、優れた統計調査が行われているのではないか。

①「個人情報の保護」

：民間事業者に対して契約上の守秘義務を賦課

②「統計調査に対する信頼性確保」

：調査対象者に対して民間事業者が総務省統計局による受託者である旨明示。（例：家計消費状況調査）

等



承認統計で得られた民間開放における知見・ノウハウ等について、指定統計の民間開放にも、積極的に活用すべき。



以上を踏まえた上で、特に指定統計調査につき、試験調査を実施することで、指定統計調査に共通する弊害やそれに対する措置を検討し、広く指定統計調査全般の市場化テストの実施・民間開放につながるようにすべきではないか。

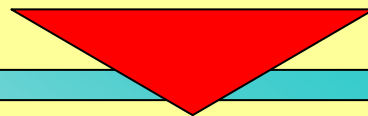
統計調査を実施する上での民間開放

今年度の国勢調査において統計調査の手法等に付き混乱が発生。国勢調査を、より適切に実施するために、民間開放すべきではないか。

調査対象者から回答の拒否・調査方法に対する疑問の声



調査員（非常勤国家公務員）を大規模に用いた現行の官による統計調査の直接実施では、十分な統計調査を行えなかったのではないか。



◎調査員調査から、郵送やインターネットの活用などへの移行を図ることも考えられるのではないか。であれば、常勤・非常勤を問わず、必ずしも公務員の身分を有する者によって統計調査が直接為されなければならない理由はないのではないか。

◎郵送やインターネット等については、高度な知見・ノウハウを有している民間事業者が多数存在しており、これらの能力を最大限活用し、高い効果を上げることが期待できる。

(独) 統計センターについて①

設立年月日	平成15年4月1日
中期目標の期間	5年間(見直し時期:平成20年)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
業務の範囲	①国勢調査等の製表を行うこと。②国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。③統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。④①～③に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。⑤①～④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
職員数	923人(平成17年4月1日現在)



(独) 統計センターについて②

(独) 統計センターが実施している製表作業について
(「製表」とは、調査によって集められた調査票を、一定の手順に基づいて処理し、その内容を統計表として表すことをいう)

包括的な民間委託になじむ業務であり、
市場化テストの実施・民間開放は可能。

標本データの集計等のデータ処理業務

(1) 調査書類の受付整理

(2) 調査票の入力

(3) 分類符号の格付け

(4) データチェック

(5) 結果表の作成

(6) 結果表の審査

統計法改正に関する事項①

指定統計は現行法上市場化テストの実施・民間開放は可能か？

I. 指定統計調査について、市場化テストの実施・民間開放は現行法上可能

(統計法第2条)

「・・・指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。」

(統計法第2条は、指定統計調査の実施に当たり、民間事業者に委託を行うことは否定されていない旨総務省統計局においても解している。)

現在の統計法改正の動きについて

II. 内閣府経済社会統計整備推進委員会での位置付け（～平成17年6月）

(「政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月10日：内閣府経済社会統計整備推進委員会／現在の吉川委員会の前身）」の中で、「統計調査の民間開放」の「取組みに当たっての考え方」として、「総務省においては、統計調査事務の民間委託の推進に伴う法制上の課題について「統計法制度に関する研究会」の結論を踏まえて、法制上の措置を講ずるべきである。」)

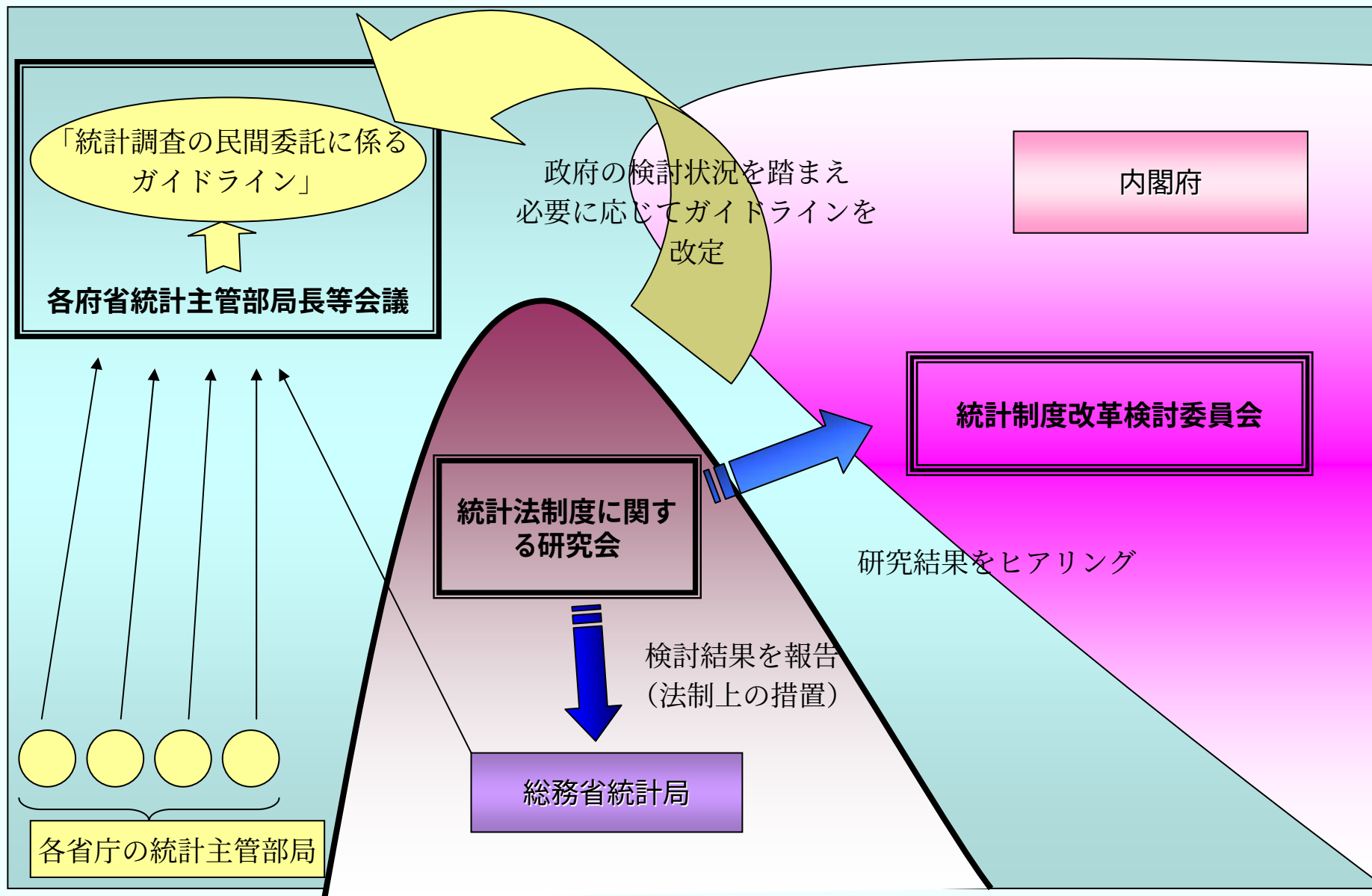
統計法改正に関する事項②

Ⅲ. 「統計法制度に関する研究会」について

「統計行政の新たな展開方向」（抄）（平成15年6月27日／各府省統計主管部局長等会議申合せ）を踏まえて、「・・・統計行政上の課題については、国民・企業等にも密接に関連するものであり、専門的かつ多角的な視点から検討する必要があることから、これらに対する統計法制上の措置又はその他の必要な措置を講じるに当たり、政策統括官（統計基準担当）の下で学識経験者から成る研究会を開催し、検討を行なうこととする。」とされている（平成17年9月に開催された第1回統計制度改革検討委員会（現行の吉川委員会）にて配布された資料「『統計法制度に関する研究会』の開催について」より抜粋）。

- 「統計調査事務の民間委託等の推進に関連して統計調査に対する国民の信頼・安心を確保する上で必要となる事項
 - ・ 調査票の適正管理の在り方
 - ・ 個人情報等漏洩時の対応 など」が検討対象となっている。

(参考1) 相関関係図



(参考2) 府省等別統計職員数 (平成16年4月1日現在)

第3回経済社会統計整備推進委員会（平成17年1月26日）配布資料

（単位：人、％）

府省等名	区分	本省庁	地方支分部局	合計 (構成比)
内閣府		63	0	63 (1.0)
警察庁		6	0	6 (0.1)
総務省		590	0	590 (9.4)
法務省		10	0	10 (0.2)
財務省		20	65	85 (1.4)
文部科学省		20	0	20 (0.3)
厚生労働省		351	0	351 (5.6)
農林水産省		323	4,351	4,674 (74.5)
経済産業省		257	86	343 (5.5)
国土交通省		91	15	106 (1.7)
人事院		24	0	24 (0.4)
合計		1,755	4,517	6,272 (100.0)

- (注) 1 本表は総務省統計局統計基準部資料による。
- 2 構成比の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため各府省等の構成比の合計は100にならない。
- 3 農林水産省欄には内閣府沖縄総合事務局農林水産部の統計職員が、また、経済産業省には内閣府沖縄総合事務局経済産業部の統計職員が含まれている。